

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

大阪府人事委員会



大人委第2006号
令和4年10月13日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第1 職員の給与等に関する報告	1
1 職員給与等の調査	1
(1) 職員の構成	1
(2) 職員の給与の状況	1
ア 平均給与（月例給）	
イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）	
2 最近の賃金・雇用情勢等	2
(1) 経済状況	2
(2) 民間賃金等の動向	2
3 民間給与等の調査	3
(1) 調査の概要	3
(2) 調査結果	3
ア 平均給与（月例給）	
イ 特別給	
ウ 在宅勤務関連手当	
エ 初任給	
オ 給与改定等	
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 月例給	5
(2) 特別給	5
5 人事院勧告の概要	6
6 国家公務員給与との均衡	6
7 賃金構造基本統計調査の活用・研究	6
第2 勧告	8
1 勧告	8
(1) 給与較差等に基づく給与改定について	8
ア 給料表	
イ 期末・勤勉手当	
(2) 特定の職員の給料月額等に関する特例等の取扱いについて	9
(3) 再任用職員の給料月額について	9
(4) 改定の実施時期	9
2 勧告の考え方	35
(1) 本年の給与較差等に基づく給与改定について	35
ア 本年の民間との月例給較差	
イ 給与較差の解消について	
ウ 期末・勤勉手当について	
(2) 特定の職員の給料月額等に関する特例等の取扱いについて	37
(3) 再任用職員の給料月額について	37

第3 意見	39
1 給与勧告の意義とあるべき給与	40
2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み	41
(1) 人材の確保	41
(2) 人材の育成	41
(3) 多様な人材の活躍	42
(4) 人事評価制度とその活用	43
3 働きやすい職場環境の構築	44
(1) 長時間労働の是正	44
(2) 柔軟な働き方の更なる推進	46
(3) 健康管理	47
(4) ハラスメント防止	48
結語	49

資料

第1 職員の給与等に関する報告

1 職員給与等の調査

本委員会は、「職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の職員構成、平均年齢及び本年4月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

(1) 職員の構成

令和4年4月1日時点における職員総数は **67,150** 人（昨年比+**791** 人）、職員の平均年齢は **39.2** 歳（昨年と同じ。）、学歴別構成は、大学卒 **75.2%**、短大卒 **5.5%**、高校卒 **19.2%**、中学卒 **0.1%**となっている。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員数は **10,987** 人（昨年比+**15** 人）、平均年齢は **40.7** 歳（昨年比△**0.5** 歳）、学歴別構成は、大学卒 **62.1%**、短大卒 **6.3%**、高校卒 **31.4%**、中学卒 **0.2%**となっている。

（資1頁：第1表、資6頁：第3表）

(2) 職員の給与の状況

ア 平均給与（月例給）

全職員の平均給与月額（通勤手当及び時間外勤務手当等を除く。）は、**400,094** 円（昨年比+**1,106** 円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行う行政職給料表適用職員の平均給与月額は、**372,263** 円となっており、昨年4月と比較して組織の新陳代謝の影響などにより **4,210** 円減少している。

なお、管理職手当については、職員の管理職手当の特例に関する条例により、一般行政部門の部長級及び次長級の職員に対し5%の減額措置を行っているが、民間との比較には減額措置前の額を使用している。

（資6頁：第4表）

イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、6月と

12月の2回に分けて支給されており、支給期ごとの支給割合については、期末手当が1.20月分（特定管理職員（※1）にあつては1.00月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が0.95月分（特定管理職員にあつては1.15月分）となっており、年間平均支給割合は、4.30月分（再任用職員、指定職給料表適用職員（※2）、任期付研究員（※2）及び特定任期付職員を除く。）となっている。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員には期末手当のみが支給され、6月及び12月の支給割合はそれぞれ1.625月分となっている。

（資9頁：第12表）

※1 特定管理職員とは、行政職給料表、医療職給料表及び公安職給料表並びに研究職給料表の適用を受ける職員のうち、部長級職員、次長級職員、課長級職員及び警視並びに総括研究員級職員で、管理職手当の区分が一種から四種及び七種の職を占める職員（休職にされている職員のうち公務上の負傷等による心身の故障のため、長期の休養を要する場合に該当して休職にされた職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）をいう。

これらの職員については、勤務成績をより給与に反映させる必要があるため、他の職員に比べて勤勉手当の支給割合を高く設定している。

※2 令和4年4月1日現在、指定職給料表適用職員及び任期付研究員はいない。

2 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 経済状況

本年4月時点の経済状況を示した月例経済報告（令和4年6月内閣府）では「景気は、持ち直しの動きがみられる。」との基調判断が示されている。

(2) 民間賃金等の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の全国の所定内給与の本年4月の状況は、昨年4月に比べ2.2%増加、大阪府総務部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」による本年4月の府内民間事業所の所定内給与についても、昨年4月に比べ1.6%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ、全国では2.5%の増加、大阪市においても2.4%の増加となっている。

厚生労働省の調査による本年4月の大阪府における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.05ポイント上昇して1.17倍（季節調整値）となっている。

本委員会が、総務省統計局の家計調査の結果を基に人事院と同様の方法で

算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯 **152,040** 円、3人世帯 **166,790** 円、4人世帯 **181,520** 円、5人世帯 **196,260** 円となっている。
(資 75 頁 : 第 31 表、資 76 頁 : 第 32 表)

このように、経済状況等については、新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しの動きがみられるとともに、物価が上昇しており、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。今後、物価の動向やこれを受けた民間給与の状況、生活面への影響について注視していく必要がある。

3 民間給与等の調査

(1) 調査の概要

例年、本委員会は、職員と民間の給与を精確に比べるため、人事院や全国の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」(以下「民調」という。)を行っている。

本年は、府内所在の **4,435** 事業所を母集団とし、このうち **678** 事業所の調査にあたったところである。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。調査事業所の協力のもと、**512** 事業所の調査を完了した(完了率 **77.2%** (※))。
(資 56 頁 : 第 18 表)

※ 調査対象の **678** 事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる **15** 事業所を除いた **663** 事業所に占める調査完了事業所の割合を完了率としている。

(2) 調査結果

ア 平均給与(月例給)

調査対象従業員の平均給与月額(本年4月分の「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いた額)は、事務部長 **708,970** 円(平均年齢 **52.7** 歳)、事務課長 **592,791** 円(同 **49.9** 歳)、事務係長 **416,328** 円(同 **44.3** 歳)、事務係員 **289,105** 円(同 **36.5** 歳)となっている。

(資 58 頁 : 第 19 表)

イ 特別給

前年8月から当年7月までの1年間に支払われた特別給の1人当たり平

均支給額は、平均所定内給与月額**4.42**月分に相当している。また、賞与に占める考課査定分の割合は、課長級が**49.2%**、一般の従業員（係員）が**42.5%**となっている。（資71頁：第24表、第25表）

ウ 在宅勤務関連手当

テレワークを行う者に対して在宅勤務関連手当を支給している事業所は、在宅勤務を実施している事業所のうち、**29.2%**であり、昨年の調査結果（**26.3%**）から**2.9**ポイント増加している。また、テレワークを行う者に対して在宅勤務関連手当を支給していない事業所の**15.5%**が、今後、在宅勤務手当の支給を検討することとしている。（資70頁：第23表）

エ 初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒**215,754**円、高校卒**178,177**円となっている。新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で**47.2%**（昨年**22.2%**）、高校卒で**60.7%**（同**24.4%**）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で**52.5%**（同**77.8%**）、高校卒で**39.3%**（同**73.5%**）となっている。

（資69頁：第20表、資70頁：第21表）

オ 給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は**44.2%**（昨年**28.5%**）、ベースダウンを実施した事業所の割合は**0.0%**（同**0.3%**）だった。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は**87.3%**（同**78.2%**）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は**32.6%**（同**18.4%**）、減額した事業所は**2.2%**（同**7.4%**）、定期昇給を停止した事業所の割合が**0.5%**（同**3.7%**）となっている。

（資71頁：第26表、資72頁：第27表）

このように、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、一般の従業員（係員）について、8割以上の事業所が定期昇給を実施し

ていることに加え、初任給の引上げ、ベースアップを実施した事業所の割合も増加していることから、人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「民調」の結果に基づいて行っており、職員にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士の4月分給与をラスパイレ方式(※)で比較し較差を算定した。本年は、職員給与が**372,252**円、民間給与が**373,395**円となり、職員給与が民間給与を**1,143**円(**0.31%**)下回っていた。(資73頁:第29表、資74頁:第30表)

※「ラスパイレ方式」とは…

個々の本府職員に、「役職段階・年齢・学歴」を同じくする民間従業員の給与を支給したとして、これに要する支給総額が現に職員に支払っている支給総額とどれ程の差があるのかを計算するのが「ラスパイレ方式」と呼ばれる方法である(例えて言う、「役職段階・年齢・学歴」が本府職員と同じである民間従業員で「仮想府庁」を作って、給与総額がどの程度になるのかを調べ、実際の本府職員の給与総額と比べている)。

具体的には、本府職員の「役職段階・年齢・学歴」別の平均給与(A_1 、 A_2 、 A_3 …)と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与(B_1 、 B_2 、 B_3 …)のそれぞれに、本府職員の人数(N_1 、 N_2 、 N_3 …)を乗じた総額を計算して比べる。これを計算式にすると、次のようになる。このため、毎年「民調」では、民間従業員ごとに「役職段階・年齢・学歴・給与支給額」等を調べている。

【計算式】

$$\frac{(B_1 \times N_1 + B_2 \times N_2 + B_3 \times N_3 \dots)}{(A_1 \times N_1 + A_2 \times N_2 + A_3 \times N_3 \dots)} \times 100 - 100 = \text{較差率} (\%)$$

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、**0.05**月単位で改定を行ってきている。「民調」の結果、前年8月から当年7月までの1年間において、民間で支払われた特別給は、年間で平均所定内給与月額**4.42**月分になっており、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数は**4.30**月分であり、民間の特別給の支給割合を**0.12**月分下回っていた。

(資9頁:第12表、資71頁:第24表)

5 人事院勧告の概要

人事院は、令和4年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告した。

給与に関する勧告は、民間給与との較差 **921 円 (0.23%)** に基づく給与改定として俸給表の平均 **0.3%** の引上げと民間の支給状況等を踏まえ特別給（勤勉手当）**0.1** 月分の引上げを内容とするものである。

また、公務員人事管理について報告を行った。それらの概要は「資料9 人事院勧告の概要」に示すとおりである。（資 90 頁～資 93 頁）

6 国家公務員給与との均衡

地方公務員法において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。

令和3年4月1日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレス指数では **100.9** と国家公務員の水準を上回っているが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では **99.4** と国家公務員の水準を下回っている状況にある。（資 53 頁：第 14 表）

また、令和4年4月1日現在の大阪市域に在勤する国家公務員の初任給（俸給及び地域手当）は、一般職試験（大卒程度）で **211,352 円**、一般職試験（高卒者）で **174,696 円** であるため、本府の初任給は、国家公務員に比べ大学卒程度で **1,951 円**、高校卒程度で **3,083 円** 下回っている。（資 53 頁：第 15 表）

7 賃金構造基本統計調査の活用・研究

賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）においては、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることに加えて、前年分の月例給についての調査結果であることなど、一定の制約があるものの、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた給与水準等の民間給与の傾向を把握する上で有用であると考えられる。このこ

とから、本委員会は本年においても賃金センサスを活用し、前年以前3か年のデータを用いて、民間給与の分析を行った。

まず、年齢に着目し、年齢階層別に平均給与月額を比較したところ、40歳台後半層及び50歳台後半層において本府が民間を上回っており、その他の年齢階層においては概ね均衡している状況であった。(資81頁：第33表)

次に、役職段階に着目した場合、賃金センサスにおいては調査対象の役職段階が「民調」に比べて少なく、限定的ではあるが、役職段階別の給与水準を企業規模別に比較した。(資80頁：(参考))

係長級及び非役職では、府職員の上位25%から下位25%までの範囲(以下「中央域」という。)が、民間従業員(規模計)の中央域と概ね重なっており、平均年齢も近くなっている状況であった。

(資84頁：第36表、資85頁：第37表)

一方、部長級及び課長級では、府職員の中央域が、民間従業員の中央域より高めに位置している。これは、民間従業員の方が課長級以上への昇任スピードが早い傾向にあり、その平均年齢も低いことが一因になっていると考えられる。(資82頁：第34表、資83頁：第35表)

この点については、役職段階に加え、年齢・勤続年数に着目し、府職員及び民間従業員それぞれについて、その役職段階ごとに、在職者が最も多い年齢・勤続年数を比較した場合、部長級及び課長級においては、民間従業員の方がいずれも年齢が低い等の状況から確認できた。

(資86頁：第38表、資87頁：第39表)

本府では、職員基本条例において、人事委員会は直近の賃金センサス等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、本年の給与勧告にあたっては、こうした状況も参考にしつつ検討を行った。

第2 勧告

1 勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与について、改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1) 給与較差等に基づく給与改定について

ア 給料表

(ア) 職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 期末・勤勉手当

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.0**月分（再任用職員にあっては、それぞれ**0.475**月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.2**月分（再任用職員にあっては、それぞれ**0.575**月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.025**月分（再任用職員にあっては、それぞれ**0.55**月分）とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**1.65**月分とする。

(2) 特定の職員の給料月額等に関する特例等の取扱いについて

職員の給与に関する条例附則第22項及び第23項の特例は、廃止すること。

ただし、(1)アの(ア)による改定後の給料表による職員の給料月額が、附則第22項の特例を適用した場合の給料月額に達しないときについては、現行の特例を踏まえた所要の措置を講ずること。

(3) 再任用職員の給料月額について

各給料表に定める再任用職員の給料月額のうち、次の表に掲げる給料表及び職務の級の再任用職員の給料月額については、次の表に掲げる給料表及び職務の級に対応する給料月額に改定すること。

給料表	職務の級	給料月額
行政職給料表	2級	244,900円
	3級	268,600円
医療職給料表(二)	2級	248,600円
	3級	276,300円
公安職給料表	1級	252,300円
	2級	264,700円
	3級	277,400円
	4級	294,100円

(4) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、(2)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、(3)については令和5年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,600	230,800	261,100	345,500	384,800	440,400	510,800	569,200
	2	149,700	233,000	262,700	347,800	387,300	442,700		
	3	150,900	234,900	264,500	350,000	390,000	444,800		
	4	152,000	236,700	266,300	352,400	392,500	447,000		
	5	153,100	238,300	267,900	354,700	395,100	448,600		
	6	154,200	239,900	270,000	357,000	397,800	450,400		
	7	155,300	241,500	272,000	359,100	400,600	452,300		
	8	156,400	243,300	274,100	361,400	403,300	454,300		
	9	157,500	244,700	276,200	363,600	405,700	456,200		
	10	158,900	246,100	278,300	365,800	408,100	457,900		
	11	160,200	247,900	280,200	367,900	410,400	459,400		
	12	161,500	249,500	282,400	370,100	412,700	461,200		
	13	162,600	251,000	284,500	372,200	414,800	462,500		
	14	164,100	252,700	286,500	374,400	416,800	464,000		
	15	165,600	254,200	288,400	376,500	418,700	465,400		
	16	167,200	255,900	290,500	378,700	420,700	466,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	17	168,300	257,100	292,600	381,000	422,600	468,200		
	18	169,800	259,000	294,800	383,200	424,500	469,500		
	19	171,200	260,800	296,900	385,300	426,300	470,700		
	20	172,700	262,600	299,100	387,500	428,200	471,700		
	21	173,900	264,400	301,200	389,500	430,000	472,500		
	22	176,600	266,200	303,400	391,200	431,600	473,000		
	23	179,100	267,800	305,500	392,800	433,100	473,400		
	24	181,600	269,700	307,700	394,500	434,700	473,800		
	25	184,200	271,500	310,000	396,200	436,200	474,000		
	26	185,800	273,300	312,100	397,700	437,500	474,400		
	27	187,400	274,900	314,200	399,300	438,800	474,800		
	28	188,900	276,800	316,300	400,900	440,100	475,300		
	29	190,300	278,400	318,300	402,300	441,200	475,900		
	30	191,300	280,300	320,400	403,500	442,500	476,300		
	31	192,300	282,100	322,500	404,600	443,700	476,700		
	32	193,300	283,900	324,600	405,800	445,000	477,100		
	33	194,300	285,700	326,600	406,900	445,900	477,600		
	34	195,300	287,600	328,800	408,100	446,700	477,900		
	35	196,900	289,400	330,800	409,300	447,300	478,300		
	36	198,700	291,300	332,900	410,500	447,800	478,700		
37	199,700	292,800	334,700	411,400	448,200	479,000			
38	201,400	294,600	336,800	412,100	448,700	479,400			
39	203,100	296,400	338,900	412,800	449,000	479,800			
40	204,600	298,200	341,000	413,500	449,400	480,200			
41	207,900	300,000	342,800	414,200	449,700	480,500			
42	209,800	301,700	344,800	414,900	450,000	480,800			
43	211,900	303,300	346,800	415,500	450,300	481,100			
44	213,800	305,000	348,800	415,900	450,600	481,300			
45	215,400	306,700	350,700	416,300	450,800	481,500			
46	217,100	308,400	352,600	416,600	451,000				
47	219,100	310,100	354,400	416,800	451,200				
48	221,100	311,800	356,300	417,000	451,400				
49	222,700	313,000	358,000	417,200	451,600				
50	224,800	314,600	359,500	417,400	451,800				
51	226,700	316,200	361,000	417,600	452,000				
52	228,600	317,800	362,500	417,800	452,200				

	53	230,200	319,400	363,800	418,000	452,400
	54	231,800	321,000	364,900	418,200	452,600
	55	233,400	322,600	366,000	418,400	452,800
	56	235,300	324,100	367,100	418,600	453,000
	57	236,500	325,500	368,000	418,800	453,200
	58	238,000	326,700	369,100	419,000	
	59	239,600	327,900	370,200	419,200	
	60	241,100	328,900	371,300	419,400	
	61	242,300	329,600	372,100	419,600	
	62	243,600	330,500	372,800	419,800	
	63	244,700	331,400	373,400	420,000	
	64	246,100	332,200	374,100	420,200	
	65	247,100	332,800	374,400	420,400	
	66	248,500	333,500	375,100	420,600	
	67	249,900	334,300	375,800	420,800	
	68	251,400	335,100	376,500	421,000	
	69	252,400	335,800	376,800	421,200	
	70	253,900	336,500	377,500	421,400	
	71	255,200	337,200	378,200	421,600	
	72	256,800	337,900	378,900	421,800	
再	73	257,900	338,200	379,500	422,000	
任	74	259,200	338,800	380,200		
用	75	260,500	339,400	380,900		
職	76	261,900	340,000	381,600		
員	77	262,900	340,300	381,800		
以	78	264,300	340,800	382,200		
外	79	265,700	341,300	382,500		
の	80	267,100	341,800	382,800		
職	81	268,300	342,200	383,100		
員	82	269,600	342,700	383,400		
	83	270,900	343,100	383,700		
	84	272,100	343,600	384,000		
	85	273,100	343,800	384,400		
	86	274,400	344,300	384,700		
	87	275,700	344,700	385,100		
	88	277,000	345,200	385,500		
	89	278,100	345,500	385,700		
	90	279,200	346,000	385,900		
	91	280,300	346,500	386,100		
	92	281,400	347,000	386,300		
	93	282,400	347,200	386,500		
	94	283,400	347,400	386,700		
	95	284,400	347,900	386,900		
	96	285,300	348,400	387,100		
	97	286,100	348,600	387,300		
	98	287,000	349,000	387,500		
	99	287,900	349,400	387,700		
	100	288,800	349,600	387,900		
	101	289,700	349,800	388,100		
	102	290,500	350,000			
	103	291,300	350,200			
	104	292,100	350,400			
	105	292,700	350,700			
	106	293,200	350,900			
	107	293,700	351,100			
	108	294,000	351,300			

	109	294, 200	351, 500						
	110	294, 500	351, 700						
	111	294, 800	351, 900						
	112	295, 000	352, 100						
	113	295, 200	352, 300						
	114	295, 600							
	115	296, 000							
	116	296, 400							
	117	296, 600							
	118	296, 900							
	119	297, 200							
	120	297, 500							
	121	297, 800							
	122	298, 200							
	123	298, 600							
	124	298, 800							
	125	299, 000							
再	126	299, 400							
任	127	299, 600							
用	128	299, 800							
職	129	300, 000							
員	130	300, 200							
以	131	300, 400							
外	132	300, 600							
の	133	300, 800							
職	134	301, 000							
員	135	301, 200							
	136	301, 400							
	137	301, 600							
	138	301, 800							
	139	302, 000							
	140	302, 200							
	141	302, 400							
	142	302, 600							
	143	302, 800							
	144	303, 000							
	145	303, 200							
	146	303, 400							
	147	303, 600							
	148	303, 800							
	149	304, 000							
	150	304, 200							
	151	304, 400							
	152	304, 600							
	153	304, 800							
	154	305, 000							
	155	305, 200							
	156	305, 400							
	157	305, 600							
再任用職員		215, 800	237, 200	259, 900	295, 300	364, 500	381, 200	398, 000	451, 200

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	149,200	283,400	339,600	401,400
	2	150,300	286,100	341,900	404,500
	3	151,500	288,600	344,000	407,400
	4	152,600	291,200	346,100	410,500
	5	153,700	293,400	348,000	413,300
	6	155,000	296,100	350,300	416,200
	7	156,300	299,000	352,500	419,100
	8	157,600	301,700	354,700	421,900
	9	158,700	303,900	356,900	424,600
	10	160,400	306,800	359,000	427,400
	11	162,000	309,700	361,100	430,300
	12	163,600	312,500	363,300	433,200
	13	165,000	315,100	365,400	436,100
	14	166,900	317,900	367,300	439,000
	15	168,800	320,600	369,300	441,900
	16	170,700	323,300	371,300	444,800
再	17	172,400	325,700	373,200	447,700
任	18	174,600	328,000	375,400	450,600
用	19	176,700	330,300	377,600	453,500
職	20	178,800	332,500	379,700	456,300
員	21	180,900	334,700	381,700	459,200
	22	183,300	337,000	383,900	461,900
	23	185,500	339,300	386,100	464,600
	24	187,700	341,500	388,300	467,300
以	25	189,800	343,700	390,300	470,000
外	26	191,800	345,600	392,300	472,600
の	27	193,800	347,600	394,200	475,100
職	28	195,700	349,500	396,100	477,700
員	29	207,400	351,600	398,000	480,100
	30	208,800	353,300	400,000	482,500
	31	210,300	355,000	401,900	484,900
	32	211,700	356,600	403,800	487,300
	33	213,100	358,200	405,700	489,600
	34	214,700	359,900	407,500	492,000
	35	217,100	361,600	409,300	494,400
	36	219,500	363,100	411,100	496,800
	37	221,700	364,600	413,000	499,300
	38	224,500	366,100	414,600	501,600
	39	227,100	367,600	416,200	503,800
	40	229,700	369,100	417,800	506,100
	41	231,200	370,500	419,400	508,600
	42	234,400	371,900	421,000	510,500
	43	237,500	373,400	422,600	512,200
	44	240,600	374,800	424,200	514,100
	45	243,300	376,200	425,800	515,800
	46	246,000	377,800	427,300	517,100
	47	248,800	379,400	428,900	518,200
	48	251,500	380,900	430,500	519,400
	49	253,800	382,100	431,600	520,700
	50	256,500	383,500	433,100	521,900
	51	259,300	385,000	434,600	522,900
	52	262,100	386,400	436,100	524,100

	53	265,000	387,600	437,600	525,100
	54	267,100	388,700	439,000	525,800
	55	269,300	389,900	440,400	526,400
	56	271,400	390,900	441,700	527,100
	57	273,200	391,900	442,800	527,700
	58	275,500	392,800	444,000	528,300
	59	277,700	393,700	445,100	528,900
	60	279,800	394,600	446,200	529,500
	61	281,500	395,200	447,100	530,300
	62	283,100	396,000	447,700	530,900
	63	284,800	396,800	448,300	531,500
	64	286,500	397,600	448,900	532,100
	65	287,600	398,100	449,300	532,900
	66	288,800	398,900	449,800	533,500
	67	289,900	399,700	450,200	534,200
	68	291,000	400,500	450,700	535,000
	69	291,800	401,200	450,900	535,900
	70	293,000	401,900	451,300	536,600
	71	294,100	402,600	451,700	537,300
	72	295,300	403,300	452,100	538,000
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	296,400	403,800	452,300	538,800
	74	297,700	404,400	452,500	
	75	298,900	405,000	452,800	
	76	300,100	405,600	453,100	
	77	301,000	406,200	453,300	
	78	302,300	406,400	453,600	
	79	303,500	406,600	454,000	
	80	304,800	406,900	454,400	
	81	305,800	407,100	454,600	
	82	307,000	407,400		
	83	308,100	407,700		
	84	309,200	408,100		
	85	310,200	408,400		
	86	311,300	408,600		
	87	312,300	408,800		
	88	313,400	409,000		
	89	314,500	409,200		
	90	315,600	409,500		
91	316,600	409,800			
92	317,600	410,000			
93	318,700	410,300			
94	319,800	410,600			
95	320,800	410,900			
96	321,900	411,200			
97	322,800	411,400			
98	323,800	411,700			
99	324,900	412,000			
100	326,000	412,300			
101	327,000	412,500			
102	328,000				
103	329,000				
104	330,000				
105	331,000				
106	331,800				
107	332,600				
108	333,300				

	109	333,900			
	110	334,300			
	111	334,700			
	112	335,100			
	113	335,300			
	114	335,700			
	115	336,300			
	116	336,900			
	117	337,200			
	118	337,600			
	119	338,000			
再	120	338,500			
任	121	339,000			
用	122	339,500			
職	123	340,000			
員	124	340,500			
以	125	340,900			
外	126	341,400			
の	127	341,800			
職	128	342,300			
員	129	342,900			
	130	343,400			
	131	343,900			
	132	344,400			
	133	344,700			
	134	345,200			
	135	345,600			
	136	346,100			
	137	346,500			
	138	347,000			
	139	347,500			
	140	348,000			
	141	348,600			
	142	349,000			
	143	349,400			
	144	349,700			
	145	350,100			
再任用職員		263,300	289,100	332,600	392,800

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	253,300	342,600	408,800	586,100	620,800
	2	255,800	345,900	411,700		
	3	258,300	349,200	414,500		
	4	260,800	352,500	417,400		
	5	263,100	354,800	419,600		
	6	265,800	358,400	422,500		
	7	268,700	361,900	425,600		
	8	271,300	365,300	428,300		
	9	274,600	368,400	430,700		
	10	278,000	371,600	433,500		
	11	282,600	374,500	436,300		
	12	287,200	377,300	438,900		
	13	291,400	380,000	441,300		
	14	296,100	383,500	443,800		
	15	301,000	387,000	446,400		
	16	305,800	390,500	448,800		
	17	309,400	393,600	450,900		
	18	314,000	396,500	453,500		
	19	318,500	399,200	456,000		
再	20	323,100	401,900	458,500		
任	21	327,300	404,200	461,100		
用	22	331,300	406,900	463,500		
職	23	335,100	409,700	466,100		
員	24	339,000	412,300	468,600		
以	25	342,100	414,500	471,100		
外	26	345,200	416,900	473,500		
の	27	348,200	419,300	476,000		
職	28	351,200	421,500	478,300		
員	29	354,200	423,700	480,600		
	30	356,300	425,800	483,100		
	31	358,400	428,000	485,600		
	32	360,400	430,000	488,000		
	33	362,400	432,000	490,400		
	34	364,600	434,200	492,600		
	35	366,800	436,400	494,900		
	36	368,900	438,500	497,200		
	37	370,800	440,700	499,600		
	38	373,000	442,800	501,300		
	39	375,200	445,000	503,100		
	40	377,400	447,100	504,900		
	41	378,900	449,300	506,700		
	42	380,300	451,200	508,500		
	43	381,700	453,100	510,200		
	44	383,000	455,000	512,000		
	45	384,200	456,900	513,700		
	46	385,600	458,800	515,500		
	47	386,900	460,700	517,300		
	48	388,100	462,600	519,100		
	49	389,100	464,900	521,100		
	50	389,900	466,900	522,400		
	51	390,700	468,900	523,700		
	52	391,500	470,800	525,000		

	53	392,300	472,800	526,300		
	54	393,200	474,300	527,600		
	55	394,100	475,700	528,900		
	56	395,000	477,000	530,200		
	57	395,900	478,200	531,300		
	58	396,700	479,600	532,200		
	59	397,500	481,000	533,100		
	60	398,300	482,200	534,000		
	61	399,100	483,300	534,700		
	62	399,500	484,200	535,300		
	63	399,900	485,100	536,000		
	64	400,300	486,000	536,600		
	65	400,600	486,800	537,300		
	66		487,500	538,000		
	67		488,200	538,800		
	68		488,900	539,600		
	69		489,600	540,500		
	70		490,300	541,200		
	71		491,000	541,900		
	72		491,700	542,600		
	73		492,100	543,100		
	74		492,700	543,600		
	75		493,300	543,900		
	76		493,900	544,200		
	77		494,300	544,600		
	78		494,900	545,200		
	79		495,500	545,700		
	80		496,100	546,200		
	81		496,600	546,600		
	82		497,200	547,200		
	83		497,800	547,800		
	84		498,400	548,400		
	85		498,600	548,600		
	86		498,800	548,900		
	87		499,000	549,200		
	88		499,200	549,500		
	89		499,400	549,800		
	90		499,600			
	91		499,800			
	92		500,000			
	93		500,200			
	94		500,400			
	95		500,600			
	96		500,800			
	97		501,000			
再任用職員以外 の職員		302,200	345,500	401,800	477,000	579,800

備考

この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,900	250,500	285,900	335,300	383,700
	2	155,300	251,900	288,100	337,600	386,400
	3	156,700	253,400	290,300	339,900	389,100
	4	158,100	254,700	292,400	342,200	391,700
	5	159,300	255,400	294,500	344,400	394,300
	6	161,100	256,900	296,800	346,800	397,000
	7	162,800	258,300	299,000	349,200	399,700
	8	164,500	259,500	301,100	351,500	402,400
	9	166,100	260,500	303,000	353,600	405,000
	10	167,700	261,900	305,300	355,900	407,300
	11	169,300	263,300	307,600	358,100	409,700
	12	170,900	264,500	309,900	360,400	412,000
	13	172,300	265,400	312,300	362,400	413,900
	14	174,200	267,200	314,500	364,600	416,000
	15	176,100	269,000	316,700	366,900	418,000
	16	178,000	270,700	318,900	369,100	420,100
	17	179,800	272,300	321,000	371,000	421,900
	18	181,600	274,100	323,100	373,500	423,900
	19	183,400	276,000	325,200	375,900	425,900
	20	185,100	277,700	327,400	378,200	428,000
	21	187,000	279,200	329,600	380,400	429,800
	22	188,400	281,100	331,600	382,700	431,400
	23	189,800	282,800	333,500	384,900	432,800
	24	191,100	284,600	335,500	387,100	434,400
	25	196,500	286,300	337,700	388,900	436,000
	26	197,100	288,200	339,700	390,800	437,300
	27	197,900	290,100	341,600	392,400	438,600
	28	198,600	291,900	343,600	394,100	439,900
	29	199,500	293,700	345,400	395,800	441,100
	30	200,700	295,600	347,300	397,400	442,100
	31	202,500	297,500	349,100	399,100	443,100
	32	204,300	299,400	351,000	400,700	444,100
	33	205,800	301,100	352,800	402,200	445,100
	34	207,800	302,900	354,700	403,500	446,100
	35	209,600	304,700	356,500	404,700	447,100
	36	211,500	306,400	358,400	406,000	447,900
	37	212,200	308,000	360,300	406,900	448,600
	38	214,000	309,700	361,900	408,100	449,000
	39	215,900	311,400	363,600	409,300	449,400
	40	217,700	313,100	365,200	410,500	449,700
	41	219,200	314,600	366,400	411,400	449,900
	42	220,700	316,300	367,600	412,200	450,100
	43	222,400	318,000	368,800	413,000	450,300
	44	224,000	319,700	370,000	413,800	450,500
	45	225,000	320,900	371,100	414,300	450,700
	46	226,700	322,500	372,200	414,900	450,900
	47	228,400	324,000	373,300	415,500	451,100
	48	230,100	325,600	374,400	416,000	451,300
	49	231,700	327,100	375,500	416,200	451,500
	50	233,200	328,400	376,500	416,400	451,700
	51	234,700	329,700	377,500	416,600	451,900
	52	236,100	331,000	378,500	416,800	452,100

	53	237,400	332,000	379,200	417,000	452,300
	54	238,900	333,100	380,100	417,300	
	55	240,300	334,200	381,000	417,500	
	56	241,600	335,100	381,900	417,700	
	57	242,600	335,700	382,400	417,900	
	58	244,000	336,600	383,200	418,100	
	59	245,400	337,500	384,000	418,300	
	60	246,700	338,300	384,800	418,500	
	61	247,700	338,800	385,300	418,700	
	62	249,100	339,400	386,000	418,900	
	63	250,500	340,100	386,700	419,100	
	64	251,800	340,800	387,400	419,400	
	65	253,000	341,300	388,000	419,600	
	66	254,500	342,000	388,700	419,900	
	67	256,000	342,700	389,300	420,100	
	68	257,400	343,400	389,800	420,300	
	69	258,800	343,900	390,000	420,500	
	70	260,200	344,500	390,400	420,700	
	71	261,500	345,100	390,700	420,900	
	72	262,800	345,700	391,000	421,100	
	73	263,800	346,000	391,400	421,300	
	74	265,200	346,600	391,800		
	75	266,600	347,200	392,100		
	76	268,000	347,800	392,400		
	77	269,100	348,000	392,700		
	78	270,400	348,500	393,100		
	79	271,700	349,000	393,600		
	80	272,900	349,500	394,000		
	81	273,800	349,700	394,200		
	82	275,100	350,100	394,500		
	83	276,400	350,500	394,800		
	84	277,700	350,800	395,100		
	85	278,700	351,000	395,400		
	86	279,800	351,400	395,700		
	87	280,900	351,800	396,000		
	88	282,000	352,200	396,300		
	89	283,000	352,700	396,600		
	90	284,000	353,100	396,900		
	91	285,100	353,500	397,200		
	92	286,200	353,800	397,500		
	93	287,100	354,000	397,800		
	94	287,900	354,300	398,000		
	95	288,700	354,600	398,200		
	96	289,500	354,800	398,400		
	97	290,200	355,000	398,600		
	98	290,800	355,200			
	99	291,400	355,400			
	100	292,000	355,600			
	101	292,500	355,800			
	102	293,000	356,000			
	103	293,500	356,200			
	104	293,900	356,400			
	105	294,100	356,600			
	106	294,300				
	107	294,500				
	108	294,700				

再任用職員以外の職員

	109	295,000				
	110	295,200				
	111	295,400				
	112	295,600				
	113	295,800				
	114	296,000				
	115	296,200				
	116	296,400				
	117	296,600				
	118	296,800				
	119	297,000				
	120	297,200				
	121	297,400				
	122	297,600				
	123	297,800				
	124	298,000				
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	125	298,200				
	126	298,400				
	127	298,600				
	128	298,800				
	129	299,000				
	130	299,200				
	131	299,400				
	132	299,600				
	133	299,800				
	134	300,000				
	135	300,200				
	136	300,400				
	137	300,600				
	138	300,800				
	139	301,000				
	140	301,200				
	141	301,400				
	142	301,600				
	143	301,800				
	144	302,000				
	145	302,200				
	146	302,400				
	147	302,600				
	148	302,800				
	149	303,000				
	150	303,200				
	151	303,400				
	152	303,600				
	153	303,800				
	154	304,000				
	155	304,200				
	156	304,400				
	157	304,600				
再任用 職員		216,000	247,800	261,500	329,600	372,700

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,000	238,400	263,700	292,000	339,000
	2	169,400	240,400	264,600	294,000	341,300
	3	170,900	242,400	265,600	296,000	343,600
	4	172,300	244,300	266,600	297,900	345,900
	5	173,700	246,200	267,600	299,600	348,000
	6	175,200	247,600	268,500	301,400	350,300
	7	176,700	249,000	269,700	303,300	352,600
	8	178,200	250,300	270,700	305,200	354,900
	9	179,400	250,900	272,000	307,100	357,100
	10	181,000	252,300	273,300	309,000	359,100
	11	182,500	253,800	274,700	311,000	361,000
	12	184,000	255,400	276,200	313,000	363,000
	13	185,300	256,600	277,500	314,800	365,000
	14	187,300	257,500	279,100	316,700	367,100
	15	189,200	258,500	280,800	318,600	369,200
	16	191,200	259,500	282,300	320,500	371,300
	17	202,800	260,300	283,700	322,400	373,400
	18	205,200	261,100	285,200	324,100	375,400
	19	207,400	262,100	286,700	325,800	377,300
	20	209,600	263,000	288,200	327,600	379,400
	21	212,000	264,100	289,800	329,300	381,400
	22	213,300	265,200	291,300	331,000	383,500
	23	214,500	266,400	292,900	332,700	385,400
	24	215,700	267,600	294,400	334,500	387,500
	25	217,000	268,700	295,700	336,300	389,400
	26	217,500	270,200	297,500	338,100	391,300
	27	218,200	271,700	299,400	339,700	393,000
	28	218,700	273,100	301,300	341,400	394,800
	29	219,500	274,400	303,000	343,000	396,600
	30	220,100	275,900	304,800	344,700	398,500
	31	221,700	277,400	306,600	346,400	400,400
	32	223,300	278,900	308,300	348,200	402,200
	33	224,800	280,300	309,800	350,000	403,900
	34	226,700	281,800	311,500	351,900	405,600
	35	228,600	283,200	313,000	353,700	407,400
	36	230,600	284,500	314,600	355,500	409,200
	37	231,400	285,700	316,200	357,300	410,900
	38	233,300	287,200	317,800	359,000	412,700
	39	235,200	288,600	319,400	360,700	414,500
	40	237,100	290,100	321,000	362,400	416,300
	41	239,100	291,600	322,500	363,900	417,900
	42	240,500	293,000	324,000	365,300	419,400
	43	241,800	294,600	325,500	366,800	421,000
	44	243,200	296,200	327,000	368,400	422,600
	45	244,000	297,600	328,200	369,900	423,700
	46	245,500	299,100	329,600	371,200	424,900
	47	246,900	300,500	331,100	372,600	426,100
	48	248,300	301,900	332,600	374,000	427,300
	49	249,700	303,100	333,900	375,400	428,500
	50	250,600	304,500	335,300	376,800	429,700
	51	251,500	305,900	336,700	378,100	430,900
	52	252,400	307,300	338,100	379,400	432,100

	53	253,300	308,700	339,600	380,800	433,100
	54	254,200	310,000	340,900	382,000	434,100
	55	255,100	311,300	342,300	383,200	435,100
	56	256,000	312,600	343,700	384,400	436,000
	57	257,000	313,900	344,600	385,500	436,800
	58	258,200	315,300	345,900	386,500	437,500
	59	259,400	316,700	347,100	387,500	438,200
	60	260,600	318,100	348,300	388,500	438,800
	61	261,600	319,300	349,300	389,300	439,300
	62	263,000	320,500	350,500	390,000	439,800
	63	264,300	321,800	351,700	390,700	440,300
	64	265,500	323,100	352,900	391,200	440,700
	65	266,700	324,300	354,100	391,600	441,000
	66	268,200	325,500	355,300	391,900	441,400
	67	269,700	326,800	356,500	392,300	441,800
	68	271,100	328,000	357,700	392,700	442,100
	69	272,400	328,900	358,500	393,000	442,400
	70	274,000	330,000	359,600	393,300	
	71	275,500	331,000	360,700	393,700	
	72	276,900	332,000	361,800	394,100	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	278,200	333,000	362,600	394,400	
	74	279,700	334,100	363,700	394,700	
	75	281,200	335,200	364,700	395,000	
	76	282,700	336,400	365,800	395,300	
	77	284,100	337,400	366,700	395,500	
	78	285,600	338,600	367,500	395,700	
	79	287,000	339,800	368,300	395,900	
	80	288,400	341,000	369,100	396,100	
	81	289,700	342,100	369,900	396,300	
	82	291,100	343,200	370,300	396,500	
	83	292,500	344,300	370,800	396,700	
	84	294,000	345,400	371,300	396,900	
	85	295,300	346,400	371,700	397,100	
	86	296,700	347,400	372,100	397,300	
	87	298,100	348,400	372,500	397,500	
	88	299,500	349,400	372,900	397,700	
	89	301,000	350,200	373,300	397,900	
	90	302,300	350,900	373,600	398,100	
91	303,500	351,700	373,900	398,300		
92	304,800	352,500	374,200	398,500		
93	305,800	353,200	374,400	398,700		
94	307,100	353,800	374,700	398,900		
95	308,400	354,400	374,900	399,100		
96	309,700	355,000	375,100	399,300		
97	310,700	355,400	375,300	399,500		
98	311,900	355,900	375,500			
99	313,100	356,300	375,700			
100	314,300	356,800	375,900			
101	315,500	357,300	376,100			
102	316,700	357,600	376,300			
103	317,900	358,000	376,500			
104	318,900	358,400	376,700			
105	319,700	358,900	376,900			
106	320,400	359,300	377,100			
107	321,000	359,700	377,300			
108	321,700	360,100	377,500			

	109	322, 200	360, 400	377, 700		
	110	322, 900	360, 800	377, 900		
	111	323, 500	361, 200	378, 100		
	112	324, 100	361, 600	378, 300		
	113	324, 500	361, 900	378, 500		
	114	325, 000	362, 200			
	115	325, 500	362, 500			
	116	326, 000	362, 800			
	117	326, 500	363, 100			
	118	327, 000	363, 400			
	119	327, 500	363, 700			
	120	328, 000	364, 000			
	121	328, 400	364, 300			
	122	328, 800	364, 600			
	123	329, 100	364, 800			
	124	329, 400	365, 000			
	125	329, 600	365, 200			
	126	329, 900				
	127	330, 200				
	128	330, 500				
再	129	330, 900				
任	130	331, 200				
用	131	331, 500				
職	132	331, 800				
員	133	332, 000				
以	134	332, 300				
外	135	332, 600				
の	136	332, 900				
職	137	333, 100				
員	138	333, 400				
	139	333, 700				
	140	334, 000				
	141	334, 200				
	142	334, 500				
	143	334, 800				
	144	335, 100				
	145	335, 400				
	146	335, 700				
	147	336, 000				
	148	336, 300				
	149	336, 600				
	150	336, 800				
	151	337, 000				
	152	337, 200				
	153	337, 400				
	154	337, 600				
	155	337, 800				
	156	338, 000				
	157	338, 200				
	158	338, 400				
	159	338, 600				
	160	338, 800				
	161	339, 000				
	162	339, 200				
	163	339, 400				
	164	339, 600				
	165	339, 800				
再任用職員		260, 700	267, 500	278, 000	294, 700	332, 400

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,100	195,400	274,500	405,500	477,500
	2	164,600	198,200	276,800	407,300	479,000
	3	166,100	200,800	279,300	408,900	480,500
	4	167,600	203,300	281,800	410,400	482,000
	5	169,300	206,200	284,200	411,900	483,400
	6	171,200	207,800	286,500	413,400	484,200
	7	173,000	209,200	289,100	414,900	485,000
	8	174,800	210,800	291,600	416,400	485,700
	9	176,500	212,500	293,800	417,800	486,600
	10	178,500	213,300	296,500	419,200	487,400
	11	180,500	214,100	299,100	420,700	488,200
	12	182,400	214,900	301,800	422,200	489,000
	13	184,200	215,900	304,000	423,600	489,600
	14	186,400	217,100	306,800	425,200	490,400
	15	188,500	219,200	309,500	426,800	491,200
	16	190,700	221,200	312,200	428,400	492,000
	17	192,800	222,900	314,700	430,000	492,900
	18	195,400	225,200	317,400	431,500	493,700
	19	197,800	227,400	320,100	433,100	494,300
	20	200,100	229,700	322,800	434,700	494,900
	21	202,600	230,900	325,400	436,300	495,500
	22	204,200	233,800	327,800	437,900	496,100
	23	205,700	236,800	330,300	439,500	496,700
	24	207,300	239,700	332,600	441,000	497,300
	25	208,700	242,700	334,800	442,500	497,900
	26	209,500	245,600	337,200	443,800	498,500
	27	210,300	248,400	339,500	445,100	499,100
	28	211,100	251,200	341,800	446,400	499,700
	29	211,700	253,100	344,100	447,800	500,300
	30	212,700	255,700	346,400	449,000	
	31	214,500	258,700	348,600	450,100	
	32	216,300	261,600	350,900	451,300	
	33	217,900	264,400	353,100	452,600	
	34	220,000	266,700	355,400	453,800	
	35	222,100	269,100	357,600	455,200	
	36	224,300	271,400	359,900	456,700	
	37	225,200	273,800	362,100	458,100	
	38	227,100	276,100	364,400	459,600	
	39	229,200	278,600	366,700	461,100	
	40	231,200	281,000	368,900	462,600	
	41	233,200	282,900	371,100	464,000	
	42	234,900	285,500	373,300	464,900	
	43	236,600	288,100	375,500	465,800	
	44	238,300	290,700	377,700	466,700	
	45	239,200	292,800	379,700	467,300	
	46	240,900	295,400	381,900	468,200	
	47	242,700	298,000	384,000	469,100	
	48	244,500	300,400	386,100	469,800	
	49	246,200	302,500	388,100	470,300	
	50	247,600	305,200	390,200	470,800	
	51	249,000	307,900	392,200	471,300	
	52	250,300	310,500	394,200	471,800	

	53	251,400	312,900	396,200	472,200
	54	252,900	315,400	398,100	472,800
	55	254,400	318,000	399,900	473,200
	56	255,800	320,400	401,700	473,600
	57	256,800	322,600	403,300	473,900
	58	258,200	325,000	404,600	474,300
	59	259,600	327,400	405,900	474,700
	60	260,900	329,700	407,200	475,100
	61	262,200	332,000	408,500	475,500
	62	263,700	334,300	409,800	
	63	265,100	336,500	411,200	
	64	266,500	338,700	412,600	
	65	267,700	341,000	414,000	
	66	269,300	343,300	415,400	
	67	270,900	345,600	416,700	
	68	272,500	347,900	418,100	
	69	273,700	350,000	419,500	
	70	275,100	352,400	420,900	
	71	276,500	354,700	422,300	
	72	277,900	357,000	423,700	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	278,900	359,100	424,900	
	74	280,300	361,400	426,300	
	75	281,700	363,500	427,700	
	76	283,000	365,700	429,100	
	77	284,200	367,600	430,300	
	78	285,400	369,800	431,400	
	79	286,600	371,800	432,600	
	80	287,700	374,000	433,700	
	81	288,800	376,100	434,700	
	82	290,000	378,100	435,400	
	83	291,200	380,000	436,100	
	84	292,400	381,800	436,800	
	85	293,600	383,800	437,400	
	86	294,800	385,500	438,100	
	87	296,000	387,100	438,800	
	88	297,200	388,700	439,500	
	89	298,200	390,000	440,000	
	90	299,400	391,300	440,600	
	91	300,600	392,600	441,200	
	92	301,800	393,900	441,800	
	93	302,400	395,300	442,300	
	94	303,600	396,500	442,500	
	95	304,800	397,800	442,700	
	96	306,000	399,100	442,900	
	97	307,000	400,600	443,100	
	98	308,100	401,800	443,300	
	99	309,200	403,000	443,500	
	100	310,300	404,300	443,700	
	101	311,000	405,500	443,900	
	102	312,100	406,600	444,100	
	103	313,100	407,700	444,300	
	104	314,100	408,800	444,500	
	105	314,800	409,700	444,700	
	106	315,600	410,800	444,900	
	107	316,400	411,900	445,100	
	108	317,200	413,000	445,300	

再任用職員以外の職員	109	317,700	413,800	445,500
	110	318,200	414,600	
	111	318,800	415,500	
	112	319,400	416,300	
	113	320,000	417,000	
	114	320,500	417,500	
	115	321,000	417,900	
	116	321,500	418,200	
	117	321,900	418,400	
	118	322,400	418,800	
	119	322,900	419,200	
	120	323,400	419,600	
	121	323,800	420,000	
	122	324,300	420,200	
	123	324,700	420,400	
	124	325,100	420,700	
	125	325,600	421,000	
	126	326,000	421,200	
	127	326,400	421,400	
	128	326,600	421,600	
	129	326,800	421,800	
	130	327,000	422,000	
	131	327,200	422,200	
	132	327,400	422,400	
	133	327,600	422,600	
	134	327,800	422,800	
	135	328,000	423,000	
	136	328,200	423,200	
	137	328,400	423,400	
	138	328,600	423,600	
	139	328,800	423,800	
	140	329,000	424,000	
	141	329,200	424,200	
	142	329,400	424,400	
	143	329,600	424,600	
	144	329,800	424,800	
	145	330,000	425,000	
	146	330,200	425,200	
	147	330,400	425,400	
	148	330,600	425,600	
	149	330,800	425,800	
	150	331,000		
	151	331,200		
	152	331,400		
	153	331,600		
	154	331,800		
	155	332,000		
	156	332,200		
	157	332,400		
	158	332,600		
	159	332,800		
	160	333,000		
	161	333,200		
	162	333,400		
	163	333,600		
	164	333,800		

	165	334,000				
	166	334,200				
	167	334,400				
	168	334,600				
	169	334,800				
再任用 職員		236,000	279,600	309,200	338,000	424,600

備考

- この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,100	178,800	274,500	386,200	442,900
	2	164,600	180,800	276,800	388,000	443,900
	3	166,100	182,900	279,300	389,800	444,900
	4	167,600	185,000	281,800	391,500	446,100
	5	169,300	186,800	284,200	393,100	447,100
	6	171,200	189,000	286,500	394,900	448,000
	7	173,000	191,100	289,100	396,700	448,800
	8	174,800	193,300	291,600	398,600	449,700
	9	176,500	195,400	293,800	400,400	450,800
	10	178,500	198,200	296,500	402,100	451,600
	11	180,500	200,800	299,100	403,800	452,400
	12	182,400	203,300	301,800	405,400	453,300
	13	184,200	206,200	304,000	406,800	454,100
	14	186,400	207,800	306,800	408,000	454,800
	15	188,500	209,200	309,500	409,200	455,500
	16	190,700	210,800	312,200	410,400	456,100
	17	192,800	212,500	314,700	412,000	456,600
	18	195,400	213,300	317,400	413,200	457,300
	19	197,800	214,100	320,100	414,500	458,000
	20	200,100	214,900	322,800	415,800	458,700
	21	202,600	215,900	325,400	416,700	459,200
	22	204,200	217,100	327,800	418,100	459,900
	23	205,700	219,200	330,300	419,500	460,600
	24	207,300	221,200	332,600	420,900	461,300
	25	208,700	222,900	334,800	421,900	461,900
	26	209,400	225,200	337,200	423,100	462,600
	27	210,100	227,400	339,500	424,300	463,300
	28	210,800	229,700	341,800	425,500	464,000
	29	211,600	230,900	344,100	426,300	464,500
	30	212,700	233,800	346,300	427,500	465,200
	31	214,600	236,800	348,500	428,700	465,900
	32	216,400	239,700	350,700	429,900	466,600
	33	217,800	242,700	352,800	430,800	467,200
	34	219,800	245,600	354,800	431,400	467,900
	35	221,800	248,400	356,700	432,000	468,600
	36	223,800	251,200	358,700	432,600	469,300
	37	224,700	253,100	360,700	433,200	469,800
	38	226,600	255,700	362,500	433,800	
	39	228,500	258,700	364,200	434,400	
	40	230,300	261,600	366,000	435,000	
	41	232,200	264,400	367,800	435,400	
	42	233,900	266,700	369,500	435,900	
	43	235,600	269,100	371,100	436,400	
	44	237,300	271,400	372,800	436,900	
	45	238,200	273,800	374,400	437,300	
	46	240,000	276,100	376,000	437,600	
	47	241,800	278,600	377,600	437,900	
	48	243,600	281,000	379,300	438,200	
	49	245,200	282,900	381,000	438,600	
	50	246,700	285,500	382,500	438,900	
	51	248,200	288,100	383,900	439,200	
	52	249,400	290,700	385,400	439,500	

	53	250,400	292,800	387,000	439,700
	54	251,900	295,400	388,300	440,000
	55	253,400	298,000	389,600	440,300
	56	254,800	300,400	391,000	440,600
	57	255,900	302,500	392,200	440,900
	58	257,200	305,200	393,300	441,200
	59	258,400	307,900	394,400	441,500
	60	259,600	310,500	395,600	441,800
	61	260,900	312,900	396,600	442,100
	62	262,300	315,400	397,700	442,300
	63	263,600	318,000	398,800	442,500
	64	264,900	320,400	399,900	442,700
	65	265,900	322,600	400,900	442,900
	66	267,400	325,000	402,100	443,100
	67	268,900	327,400	403,300	443,300
	68	270,400	329,700	404,500	443,500
	69	271,800	332,000	405,500	443,700
	70	273,200	334,300	406,600	443,900
	71	274,600	336,500	407,700	444,100
	72	276,000	338,700	408,800	444,300
再	73	276,900	341,000	409,600	444,500
任	74	278,200	343,300	410,600	
用	75	279,500	345,600	411,600	
職	76	280,800	347,900	412,600	
員	77	282,100	349,900	413,500	
以	78	283,300	351,700	414,300	
外	79	284,400	353,500	415,100	
の	80	285,500	355,400	415,900	
職	81	286,600	357,200	416,600	
員	82	287,800	359,000	417,300	
	83	289,000	360,600	418,000	
	84	290,200	362,400	418,700	
	85	291,100	363,900	419,300	
	86	292,100	365,600	419,700	
	87	293,100	367,200	420,100	
	88	294,100	368,900	420,500	
	89	294,900	370,600	420,900	
	90	295,800	372,000	421,200	
	91	296,700	373,300	421,500	
	92	297,600	374,700	421,800	
	93	298,000	376,300	422,200	
	94	298,800	377,600	422,500	
	95	299,600	378,900	422,800	
	96	300,400	380,200	423,100	
	97	301,300	381,300	423,300	
	98	302,100	382,100	423,500	
	99	302,900	383,000	423,700	
	100	303,700	383,900	423,900	
	101	304,500	385,000	424,100	
	102	305,000	386,000	424,300	
	103	305,500	387,000	424,500	
	104	305,900	388,000	424,700	
	105	306,100	388,900	424,900	
	106	306,300	389,900	425,100	
	107	306,600	390,800	425,300	
	108	306,800	391,800	425,500	

	109	307,000	392,600	425,700		
	110	307,300	393,600	425,900		
	111	307,500	394,600	426,100		
	112	307,800	395,600	426,300		
	113	308,000	396,200	426,500		
	114	308,300	397,100			
	115	308,600	398,000			
	116	308,900	398,900			
	117	309,100	399,800			
	118	309,400	400,600			
	119	309,700	401,400			
	120	309,900	402,200			
	121	310,100	403,000			
	122	310,300	403,800			
	123	310,500	404,500			
	124	310,700	405,300			
	125	310,900	405,600			
	126	311,100	406,000			
	127	311,300	406,600			
	128	311,500	406,900			
	129	311,700	407,400			
	130	311,900	407,800			
	131	312,100	408,400			
	132	312,300	408,800			
	133	312,500	409,100			
	134	312,700	409,500			
	135	312,900	409,900			
	136	313,100	410,300			
	137	313,300	410,700			
	138	313,500	411,100			
	139	313,700	411,500			
	140	313,900	411,900			
	141	314,100	412,300			
	142	314,300	412,600			
	143	314,500	412,900			
	144	314,700	413,200			
	145	314,900	413,400			
	146	315,100	413,700			
	147	315,300	414,000			
	148	315,500	414,300			
	149	315,700	414,600			
	150	315,900	414,800			
	151	316,100	415,000			
	152	316,300	415,200			
	153	316,500	415,400			
	154	316,700	415,600			
	155	316,900	415,800			
	156	317,100	416,000			
	157	317,300	416,200			
	158		416,400			
	159		416,600			
	160		416,800			
	161		417,000			
再任用職員以外の職員		227,200	276,800	304,500	331,600	414,300

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	173,100	213,200	233,900	277,200	324,900	389,200	431,900	437,500
	2	174,800	215,200	235,100	278,100	327,100	391,600	433,800	439,300
	3	176,600	217,300	237,400	279,500	329,200	394,000	435,500	441,000
	4	178,300	219,300	239,500	280,700	331,300	396,200	437,300	442,800
	5	179,800	220,800	240,700	282,200	333,500	398,300	438,600	444,300
	6	181,700	221,700	242,700	283,600	335,700	400,600	440,200	446,000
	7	183,500	222,900	244,700	285,100	338,100	402,800	441,800	447,600
	8	185,400	223,900	246,700	286,500	340,400	405,100	443,600	449,400
	9	186,700	225,600	247,600	288,200	342,700	407,300	445,000	450,700
	10	188,300	226,700	249,600	290,000	345,000	409,600	446,700	452,400
	11	189,900	229,000	251,500	291,800	347,300	411,900	448,100	454,000
	12	191,600	231,000	253,600	293,300	349,500	414,100	449,800	455,700
	13	193,400	232,200	255,400	294,600	351,900	416,100	451,000	456,700
	14	195,500	234,200	257,000	297,000	354,300	418,200	452,800	458,100
	15	197,600	236,300	258,700	299,100	356,600	420,300	454,600	459,700
	16	199,700	238,400	260,400	301,400	358,800	422,300	456,300	461,500
	17	201,700	239,200	261,400	303,400	361,000	424,100	457,800	462,800
	18	204,100	241,300	263,100	305,700	363,300	425,900	459,600	464,500
	19	206,500	243,300	264,800	307,900	365,600	427,600	461,400	466,200
	20	208,900	245,200	266,400	310,100	367,900	429,200	463,100	468,000
	21	211,000	247,000	268,000	312,100	370,200	430,800	464,500	469,500
	22	212,800	248,400	269,100	314,300	372,500	432,200	466,200	471,100
	23	214,600	249,800	270,400	316,500	374,700	433,600	467,800	472,700
	24	216,400	251,100	271,500	318,700	377,000	435,000	469,500	474,300
	25	217,700	251,600	272,700	320,700	379,200	436,500	470,800	475,600
	26	218,400	253,100	274,200	323,100	381,600	438,100	472,200	477,000
	27	219,400	254,500	275,600	325,500	383,900	439,700	473,600	478,300
	28	220,200	255,800	277,300	327,900	386,200	441,300	475,000	479,700
	29	221,800	257,000	278,700	329,900	388,200	442,500	476,000	480,900
	30	223,000	258,100	280,300	332,200	390,600	444,200	476,600	481,600
	31	225,400	259,100	281,900	334,600	392,900	445,900	477,100	482,300
	32	227,700	260,100	283,400	336,900	395,200	447,600	477,700	483,000
	33	229,800	261,200	284,500	339,000	397,200	448,900	478,100	483,300
	34	231,700	262,400	286,600	341,200	399,400	450,500	478,700	484,000
	35	233,800	263,600	288,600	343,400	401,600	452,000	479,200	484,700
	36	235,800	264,800	290,600	345,400	403,800	453,200	479,700	485,300
	37	236,700	265,900	292,600	347,600	405,700	454,300	480,100	485,700
	38	238,800	267,100	294,500	349,700	407,800	454,800	480,600	486,400
	39	240,700	268,300	296,400	351,800	410,000	455,200	481,100	487,100
	40	242,600	269,500	298,200	353,900	412,200	455,600	481,600	487,800
	41	244,300	270,300	299,800	356,000	413,800	455,800	481,800	488,300
	42	246,000	271,900	301,600	358,100	415,500	456,200	482,200	489,000
	43	247,600	273,400	303,300	360,000	417,100	456,600	482,700	489,400
	44	249,100	274,900	305,000	362,000	418,800	457,000	483,100	489,700
	45	249,500	276,000	306,800	364,100	420,500	457,400	483,300	489,900
	46	250,700	277,600	308,700	366,200	422,000	457,800	483,800	490,200
	47	252,000	279,200	310,600	368,300	423,500	458,200	484,300	490,500
	48	253,200	280,800	312,400	370,200	425,100	458,600	484,800	490,800
	49	254,600	282,300	314,200	372,100	426,600	459,000	485,200	491,200
	50	255,700	283,800	316,100	374,200	428,000	459,300	485,500	491,500
	51	256,900	285,300	317,900	376,200	429,500	459,600	485,800	491,800
	52	257,800	286,800	319,600	378,200	431,000	459,900	486,100	492,100

	53	258,700	288,200	321,300	380,200	432,500	460,200	486,400	492,400
	54	260,100	290,000	323,100	382,300	433,800	460,500	486,700	492,700
	55	261,300	291,700	324,900	384,400	435,000	460,800	487,000	493,000
	56	262,500	293,500	326,700	386,300	436,300	461,100	487,300	493,300
	57	263,400	294,900	328,300	388,100	437,300	461,400	487,600	493,600
	58	264,800	296,700	330,000	389,900	438,100	461,700	487,900	493,900
	59	266,100	298,400	331,700	391,600	438,700	462,000	488,200	494,200
	60	267,100	300,200	333,400	393,300	439,500	462,200	488,500	494,500
	61	267,900	301,700	334,900	394,700	439,900	462,500	488,800	494,800
	62	269,400	303,500	336,600	395,700	440,300	462,800		
	63	271,000	305,200	338,400	396,800	440,600	463,100		
	64	272,500	307,000	340,200	397,900	440,900	463,400		
	65	273,600	308,400	341,500	399,000	441,100	463,700		
	66	275,200	310,100	343,200	400,000	441,400	464,000		
	67	276,700	311,700	344,900	401,100	441,700	464,300		
	68	278,200	313,400	346,600	402,200	442,000	464,600		
	69	279,500	314,800	348,200	403,300	442,300	464,900		
	70	281,000	316,200	349,800	404,100	442,600	465,200		
	71	282,500	317,600	351,500	404,900	442,900	465,500		
	72	283,900	319,100	353,200	405,700	443,200	465,800		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	285,100	320,200	354,700	406,200	443,500	466,100		
	74	286,600	321,900	356,200	406,900	443,800			
	75	288,000	323,500	357,700	407,500	444,100			
	76	289,500	325,100	359,200	408,200	444,400			
	77	291,000	326,800	360,600	408,600	444,700			
	78	292,500	328,500	362,100	409,300	445,000			
	79	294,100	330,200	363,600	410,000	445,300			
	80	295,600	331,900	365,000	410,700	445,600			
	81	296,900	333,500	366,100	411,000	445,900			
	82	298,300	335,100	367,500	411,500	446,200			
	83	299,800	336,700	368,900	412,000	446,500			
	84	301,300	338,400	370,200	412,600	446,800			
	85	302,300	340,000	371,400	413,100	447,000			
	86	303,800	341,600	372,400	413,400	447,300			
	87	305,200	343,200	373,500	413,700	447,600			
	88	306,700	344,800	374,700	414,000	447,900			
	89	308,200	345,900	375,700	414,200	448,200			
	90	309,600	347,300	376,900	414,500	448,500			
91	311,000	348,600	378,100	414,800	448,800				
92	312,300	349,900	379,200	415,100	449,100				
93	313,700	351,100	380,500	415,400	449,400				
94	315,100	352,600	381,000	415,700	449,700				
95	316,600	354,000	381,500	416,000	450,000				
96	318,100	355,300	382,100	416,300	450,300				
97	319,500	356,600	382,600	416,500	450,600				
98	321,000	357,800	383,100	416,900	450,900				
99	322,500	359,000	383,700	417,300	451,200				
100	323,900	360,200	384,300	417,700	451,500				
101	325,100	361,400	384,700	418,000	451,800				
102	326,400	362,500	385,200	418,400					
103	327,800	363,600	385,700	418,800					
104	329,200	364,700	386,200	419,200					
105	330,700	365,800	386,400	419,500					
106	332,100	366,300	387,000	419,900					
107	333,400	366,900	387,600	420,300					
108	334,600	367,500	388,200	420,700					

	109	335,700	368,100	388,700	421,200				
	110	336,900	368,700	389,200	421,500				
	111	338,100	369,300	389,600	421,800				
	112	339,300	369,900	390,100	422,100				
	113	340,300	370,100	390,500	422,400				
	114	341,400	370,700	390,900	422,600				
	115	342,500	371,300	391,300	422,900				
	116	343,600	371,900	391,600	423,200				
	117	344,500	372,200	391,900	423,500				
	118	345,300	372,800	392,100	423,800				
	119	346,300	373,300	392,300	424,100				
	120	347,300	373,800	392,700	424,400				
	121	348,300	374,000	393,000	424,700				
	122	349,200	374,400	393,400					
	123	350,000	374,900	393,800					
	124	350,800	375,400	394,200					
再	125	351,700	375,700	394,500					
任	126	352,200	376,100	394,900					
用	127	352,600	376,500	395,300					
職	128	353,000	376,900	395,700					
員	129	353,200	377,200	395,900					
以	130	353,400	377,400	396,300					
外	131	353,800	377,700	396,700					
の	132	354,200	378,000	397,100					
職	133	354,500	378,200	397,400					
員	134	354,800	378,400	397,800					
	135	355,100	378,700	398,200					
	136	355,400	379,000	398,500					
	137	355,700	379,200	398,800					
	138	356,100	379,500	399,200					
	139	356,500	379,900	399,600					
	140	356,800	380,300	400,000					
	141	357,300	380,500	400,300					
	142	357,500	380,800	400,700					
	143	357,900	381,200	401,100					
	144	358,100	381,600	401,500					
	145	358,300	381,800	401,800					
	146	358,500							
	147	358,800							
	148	359,100							
	149	359,300							
	150	359,700							
	151	360,100							
	152	360,500							
	153	360,700							
再任用職員		242,000	253,100	257,500	293,700	310,800	350,100	386,000	419,000

備考

この表は、警察官に適用する。

別記第2

条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	401,000
2	463,000
3	528,000
4	609,000
5	710,000
6	812,000

条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	334,000
2	370,000
3	398,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	382,000
2	428,000
3	482,000
4	546,000
5	622,000
6	726,000
7	852,000

2 勧告の考え方

(1) 本年の給与較差等に基づく給与改定について

ア 本年の民間との月例給較差

本年4月時点における職員と「民調」に基づく民間従業員との給与水準について、ラスパイレス方式を用いて、主な給与決定要素である役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士を比較したところ、職員給与が民間給与を **1,143 円 (0.31%)** 下回っていた。 (資 73 頁：第 29 表)

イ 給与較差の解消について

本年の勧告においては、人材確保の観点等を踏まえ、民間との給与較差の範囲内において、初任給及び若年層に重点をおいた給料表の改定を行うことにより較差を解消することとした。

(ア) 行政職給料表

本年の「民調」における府内民間従業員の初任給は、大学卒で **215,754 円**、高校卒で **178,177 円** となっており、本府の行政職給料表適用職員の初任給（給料及び地域手当）が、大学卒程度で **209,401 円**、高校卒程度で **171,613 円** であるため、本府の初任給は、大学卒程度で **6,353 円**、高校卒程度で **6,564 円** 民間を下回っている。

(資 53 頁：第 15 表、資 69 頁：第 20 表)

また、本府の行政職給料表と国家公務員の行政職俸給表(一)の昇給カーブを比較すると、**20 歳** 台半ばの職員が在職する号給の給料月額は、当該号給に対応する国家公務員の行政職俸給表(一)の号俸の俸給月額を下回る状況にあり、とりわけ **24・25 歳** 程度の職員が在職する 1 級 **33 号給** から **44 号給** において、その差が顕著となっている。 (資 53 頁：第 16 表)

これらの状況や賃金センサスの分析内容等を踏まえ、本府においては、国と同様に行政職給料表について、大学卒程度の初任給を **3,000 円**、高校卒程度の初任給を **4,000 円** 引き上げるとともに、初任給層の給料月額に係る特例により昇給カーブがいびつになっている部分を是正した上で、

現行の給料表における昇給カーブとのバランスも考慮し、**20 歳** 台半ばの職員、とりわけ **24・25 歳** 程度の職員が在職する号給に重点を置き、**30 歳** 台前半までの若年層について引上げ改定を行うこととした。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の改定を行うこととした。なお、指定職給料表については、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わないこととした。

(ウ) 給料表改定に係る実施時期

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、勧告の実施時期については、4月に遡及することが制度の趣旨に適うものと考えられる。

ウ 期末・勤勉手当について

本委員会は、民間における賞与及び臨時給与など特別給について、前年8月から当年7月までの1年間に支給された支給状況を調査して、同期間における民間の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、**0.05 月** 単位で改定を勧告している。

本年の「民調」において、民間における特別給の合計額が月例給の **4.42 月** 分に相当していることから、民間の特別給との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が **4.30 月** 分となっている職員の期末・勤勉手当を **0.10 月** 分引き上げ、年間 **4.40 月** 分とする必要があると判断した。

（資9頁：第12表、資71頁：第24表）

支給割合の引上げ分の期末・勤勉手当への配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や勤務実績に応じた給与を推進する人事院勧告の取扱い等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分することが適当と考え、6月期及び**12 月** 期の勤勉手当に均等に配分することとした。 （資71頁：第25表）

また、指定職給料表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給割合を引き上げることにした。

(2) 特定の職員の給料月額等に関する特例等の取扱いについて

職員の給与に関する条例附則第 22 項に規定されている特定の職員の給料月額等に関する特例は、各給料表の初任給層の号給の給料月額について、附則別表第一に掲げる給料月額に引き上げるための措置である。

本年の給料表改定が実施された場合、改定後の給料表による給料月額が、当該特例で定める給料月額を上回る号給があることから、当該号給に係る特例については、本年の給料表改定を実施するための条例の公布の日から廃止することとし、改定後の給料表による給料月額が、当該特例で定める給料月額に達しない号給については、現行の特例を踏まえた所要の措置を講ずることを求めたものである。

また、附則第 23 項に規定されている小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例についても、本年の給料表改定が実施された場合、当該特例を適用する必要がなくなることから、同様に廃止するよう求めたものである。

(3) 再任用職員の給料月額について

本委員会は、昨年勸告において、再任用職員の給与水準について、国や他府県との均衡も考慮し、検討を行っていく旨を意見したところである。

本年、国家公務員（行政職俸給表(一)）等の再任用職員の俸給月額を調査し、国家公務員等の各職務の級の俸給月額と、それらに対応する本府行政職給料表の各職務の級の給料月額を比較したところ、複数の職務の級において、国家公務員等よりも低い水準であった。

また、今後 60 歳を超える職員の給料月額が、当分の間、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に 7 割を乗じて得た額とする等の措置を講ずるよう総務省から要請されていることを踏まえ、国家公務員等

よりも低い水準であった職務の級の再任用職員の給料月額と、各職務の級に在職する高齢層職員の平均給料月額に7割を乗じた額を比較した結果、行政職給料表2級及び3級において、再任用職員の給料月額の方が低い状況であった。(資 54 頁 : 第 17 表)

さらに、行政職給料表以外の給料表についても同様の比較を行った結果、医療職給料表(二)の2級及び3級、公安職給料表の1級から4級の再任用職員の給料月額についても同様の状況であった。

これらの状況を踏まえ、行政職給料表及び医療職給料表(二)の2級及び3級、公安職給料表の1級から4級の再任用職員の給料月額について、各給料表及び職務の級に在職する高齢層職員の平均給料月額の7割程度の額に見直す必要があると判断した。

第3 意見

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、デジタル化の進展、大規模災害や感染症リスクの増大など、本府を取り巻く社会情勢は大きく変動している。

将来にわたって質の高い行政サービスを提供し続けるためには、こうした社会情勢の変化に適応できる有為な人材を確実に確保し、計画的に育成することが不可欠である。

公民の人材確保競争が激化する中、新規学卒者の計画的な採用をはじめ、民間企業等における経験を有する者など時代のニーズに対応できる有為な人材を継続的に確保するためには、給与勧告を通じた適正な処遇の確保や、働きやすい職場環境づくりにより公務職場の魅力を高めるとともに、志願者の増加に向けた採用試験のあり方について、不断の検討が必要である。

人材の育成においては、職員が意欲ややりがいを持って働き、仕事を通じて成長を実感できるよう、組織理念を明確化した上で、人材育成の基本方針を共有し、戦略的な人材マネジメントに取り組んでいく必要がある。

また、令和5年度から定年が段階的に引き上げられ、高齢期職員の幅広い職域での活躍が期待されるとともに、全職員に占める女性職員の比率が高まる中、多様な人材の知恵や経験を結集し、複雑・高度化する行政課題に対応することが、これまで以上に求められる。そのため、すべての職員がその能力を最大限に発揮し、組織力の向上につなげる職場環境の整備は不可欠である。

なかでも、仕事や家庭・プライベートに対する価値観が多様化する中で、働きやすい職場環境の構築はますます重要になっている。とりわけ長時間労働の是正は、職員の健康の確保やワーク・ライフ・バランスの観点から喫緊の課題と言える。

また、職員がその生活や業務の状況に応じて、柔軟な働き方を選択できる職場であること、個々人の尊重に立脚したハラスメントを生まない職場であることなど、職員が心身ともに健康的な働き方ができる環境を整備していく必要がある。

言うまでもなく、行政運営の基盤となるのは、府民の府政や職員への揺るぎない信頼である。その信頼に応えるため、府政を担う職員は、法令遵守はもとより、全体の奉仕者としての自覚を持ち、高い倫理観や強い使命感のもと、真摯に職務に精

励し、自らの責任を果たす必要がある。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事・給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与勧告の意義とあるべき給与

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。給与勧告を通じて適正な処遇を確保することは、職員の士気の向上や有為な人材の確保等を通じて公務能率の確保にも資するものである。

地方公共団体は、職員の給与をはじめとする勤務条件について、社会一般の諸情勢に適応させるべく措置を講ずる義務を負っているところ、人事委員会の給与勧告は、当該講ずべき措置の根拠となるものである（地方公務員法第14条第1項、第2項）。かかる給与勧告の意義を踏まえ、知事及び議会におかれては、適切に対応されることを求める。

また、管理職手当の減額措置は、条例に時限を定めて実施されているものであるが、その時限は平成9年度から繰り返し延長されており、こうした人事委員会勧告に基づかない減額措置の解消について、繰り返し意見を述べてきたところである。

令和2年度から適用する職員の範囲を部長級及び次長級に限定する見直しが行われたものの、残る減額措置についても、引き続き解消に向けた検討が行われることを望むものである。

高齢期職員の給与については、国において65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準等が検討されていることから、国家公務員との均衡の観点からも引き続き国の動向を注視しつつ制度のあり方について検討を行っていく。

2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み

(1) 人材の確保

新型コロナウイルス感染症の影響下においても民間企業の採用意欲は底堅い状況であり、公民問わず優秀な人材の獲得競争は激しいものとなっている。

公務の志望者は減少傾向にあり、本府だけでなく国・地方自治体ともに人材の確保は喫緊の課題である。

特に理系学生については、早い時期に内定を得ている学生が多く、技術職、専門職種の確保については厳しい状況が続いている。

本委員会では、受験者確保のため技術職種の1次試験のSPI3を全国主要都市に設置されているテストセンターで受験できるようにするとともに、試験構成を変更し合格発表を前倒しする等の見直しを行った。

任命権者においても、技術部局の職場見学会やオンライン説明会の開催、大学訪問や企業説明会への出展等の広報活動を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行により2年間中止していたインターンシップ(大学生等を対象)を再開した。

受験者数の増加には、公務への志望意欲を喚起することが重要であることから、本委員会としても、引き続き、任命権者と連携しながら多様な手段で公務の魅力や仕事のやりがいの発信に取り組んでいく。

また、採用試験において、国家一般職試験や他の自治体との競合を念頭におき、試験日程の見直し等の検討を行っていく。

さらに、採用が困難な獣医師職等の専門職種、土木職等の技術職については、受験者数の増加をめざして、任命権者と試験科目や受験資格の見直し等を検討していく。

(2) 人材の育成

あらゆる職員がその能力を最大限に発揮し、組織力の向上につながる体制を構築していくためには、「ヒト」という資源を重視し、人材の確保、育成、適正配置・処遇、職場環境の整備を有機的に結び付け、戦略的にマネジメントす

ること（以下「人材マネジメント」という。）が不可欠である。

人材マネジメントの推進にあたっては、「住民の福祉の増進」という地方公共団体の普遍的な役割に基づいて組織理念をわかりやすく描き、組織内の共感を引き出していくことが重要である。

人材マネジメントは、トップマネジメントのコミットメントの下で、職場と人事担当部局が両輪となって進めていくものであるが、職員の育成や意欲の向上において職場の果たす役割は非常に大きく、その役割を中心的に担うのは、職場のリーダーである管理職である。

管理職が職場における部下とのコミュニケーションを通じて、個々の職員の業務が所属の組織目標にいかに関与するのか、関連付けや意義付けを行うとともに、業務の成果を振り返り、組織目標への貢献度を部下職員にフィードバックすることにより、職員の意欲を引き出し、自発的な能力開発を促していく必要がある。

加えて、職場におけるOJTを通じて、また、人事評価制度を活用しながら、部下職員に、指導、助言を行い、職員の意欲を向上させ、更なる能力向上につなげていくことが必要である。

こうした取組みにより、職員自身が仕事を通じて成長を実感し、エンゲージメント（組織や仕事に対する愛着や主体的に関与する意欲など）の向上が図られ、それが組織の成長につながるという好循環を生み出すことになる。

本府においては、人事制度全般の基本方針として、「大阪府職員基本条例」が制定されているが、サービスや分限・懲戒等を含む人事制度全般を規律する本条例の規定から、人材育成をはじめとする人材マネジメントの具体的な取組み内容を直接的に読み解くことは容易ではない。そのため、組織理念とこれからの時代に求められる職員像や人材育成の基本的考え方を、人材マネジメントの切り口から明確化し、職員間で広く共有することが望まれる。

(3) 多様な人材の活躍

本府では、令和3年3月に改定した「特定事業主行動計画」において、女性管理職の割合を令和7年度までに国の目標を上回る **20%**以上とする数値目標

を定め、女性の活躍推進に取り組んでいるが、一般行政部門における管理職の女性比率は漸増にとどまっている。

女性職員がその能力を十分に発揮し、管理職等責任ある立場において、より一層活躍できるよう、女性職員の昇任意欲の醸成を加速させるとともに、女性職員を含め、すべての職員にとって働きやすい職場環境づくりや、仕事と家庭の両立支援を更に推進する必要がある。

また、令和5年度より、職員の定年が段階的に引き上げられ、**65**歳定年となることから、高齢期職員の意欲と能力を引き出し、組織に貢献してもらう環境を整備することが必要である。

そのためには、次世代への知見や技能の伝承、若手職員の育成など高齢期職員に期待される役割を明らかにした上で、本人や周辺の職員の理解を深めるとともに、高齢期職員が培ってきた知識・経験を活かせる業務への配置が重要となる。

加えて、**60**歳到達前後のみならず、**50**歳台前半など少し早い段階から、研修等の機会を捉えて、高齢期までを見据えたキャリア形成や、働き方を意識してもらうことも効果的であると考えられる。

定年引上げが本人と組織の双方によりよい効果をもたらすよう、任命権者において、高齢期職員の活躍支援に取り組むことを期待する。

(4) 人事評価制度とその活用

人事評価制度は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的に実施しており、その結果は、任用や給与に適正に反映することとされている。

本府の人事評価制度は、平成**25**年度から大阪府職員基本条例に基づき相対評価により実施されており、相対評価の各区分の分布割合が同条例に規定されているところである。

令和4年7、8月に実施された本府の人事評価制度に関する職員アンケートの調査結果においては、人事評価結果に対する納得感は、引き続き高い状況にあり、制度として定着していることが見受けられるものの、相対評価の分布割合など、制度の基本的な部分に関する不満等が依然として解消されて

おらず、制度目的である「執務意欲の向上」や「職員の奮起や切磋琢磨」に必ずしもつながっていない状況にある、と分析されている。

人事評価結果の給与への反映については、本委員会の意見などを踏まえて昇給号給の加算・抑制の効果を単年度にするなどの改正がなされたものの、改正前と比べ執務意欲は大きく向上しているとまではいえない状況である。

加えて、前記アンケート結果によれば、絶対評価結果に比して相対評価結果が下位区分に位置付けられた職員の多くが執務意欲を低下させていることから、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度の見直し、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について早急に検討すべきである。

そもそも人事評価は、人材の育成の項目でも述べたとおり、職員が職務を遂行するにあたり、発揮した能力や挙げた業績を公正に把握し、人材育成に活用することにより、執務意欲の向上や組織全体の士気高揚を促すことに意義があり、人材マネジメントの推進に大きな役割を果たすものである。

このような人事評価制度のもつ意義を改めて組織内の共通認識とする必要がある。

3 働きやすい職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正

本府では、これまで時間外勤務の上限規制やパソコン一斉シャットダウンシステムの導入など時間外勤務縮減を働き方改革の重要な柱として進めてきたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症への対応のため、非常災害対応等の時間外勤務上限規制対象外業務を含めた時間外勤務が月 **100** 時間を超える職員は、一般行政部門で延べ **858** 人に達し、また、上限規制対象外業務を除く時間外勤務が月 **80** 時間を超える職員は延べ **362** 人、年間 **360** 時間を超える職員は **644** 人という状況である。

教育委員会においても、教職員の長時間労働の抑制や負担軽減の取組みを行い、令和3年度の府立学校における教育職員の平均時間外在校時間は、年

間 **279.3** 時間とピーク時の平成 **27** 年度に比べ約 **20%**減少し、一定の効果をあげているものの、年間時間外在校時間が **360** 時間以上の府立学校教育職員は **4,167** 人で、全体の3割弱存在している。

任命権者においては、こうした状況を踏まえ、長時間労働是正に向けた取組みを一層進めていくことが必要である。とりわけ教育職員の長時間労働は社会問題化しており、教育職員の人材確保に悪影響が懸念されるところ、一刻も早い改善が求められる。

かかる長時間労働を是正するためには、労働時間を適切に把握した上で、長時間労働の要因の整理・分析・検証を行い、その結果を踏まえ、業務量の削減や業務の効率化、人員の適正な配置等の時間外勤務・時間外在校等時間縮減に向けた具体的な対策に取り組む必要があり、特に各職場の業務や部下の管理を担う管理職の役割は重要である。

具体的には、管理職が組織の目標を踏まえ、チームがやるべき仕事を取捨選択し不要業務を削減する、部下との個別面談等により業務の量や進捗状況を把握し、効果的な業務分担や適切な支援を行う等、業務のマネジメントが求められる。

とりわけ管理職は、部下の労働時間・心身の状態などを適宜把握し、その生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする義務を負い、健康を害するような状態を認識・予見し得た場合には、当該職員・教職員に対し、声掛けや面談等を行うだけでなく、業務配分の見直しなど業務負担を改善するための具体的な措置を講ずる必要があることを認識しなければならない。

そのため任命権者においては、管理職の安全配慮義務への意識やマネジメント意識・能力の向上のための取組みを更に進めるとともに、時間外勤務・時間外在校等時間縮減に効果のある好事例の共有等、管理職の取組みを支援する仕組みや体制を強化していく必要がある。

教育職員の長時間労働については、学校・教育職員が担う業務の範囲が多岐にわたるなど様々な課題があるところ、教育委員会においては、令和4年4月から1か月単位の変形労働時間制の適用範囲を拡大し、柔軟な勤務時間

の割振りを可能とすることで、時間外在校等時間の縮減を図るほか、部活動指導員の配置の拡充により教育職員の負担軽減等に取り組んでいる。

こうした取組みは、教育職員の長時間労働の是正に効果的であることから、引き続き、長時間労働の是正につながる勤務時間制度等の見直しや部活動指導員の配置の更なる拡充等に向けて積極的に取り組まれない。

(2) 柔軟な働き方の更なる推進

テレワークやフレックスタイム制等の柔軟な働き方、育児休業や介護休暇等の休業・休暇制度は、それらを希望する職員が利用でき、また利用しやすい環境を整備することが重要である。

テレワークについては、業務のICT化及びその進め方の見直しにより、テレワーク可能な業務を増やすとともに、在宅勤務で利用可能な端末等を配備し、ハード面でテレワークができない職員を減らす等、テレワーク可能な職員の範囲を拡大させていく必要がある。

テレワークを契機として、庁内ICT環境の整備等の行政DXの推進、業務の効率化や生産性の向上を実現することができるのみならず、テレワーク可能な職員の範囲が広がれば災害時の業務継続性の向上にもつながる。

任命権者においては、令和4年3月に「働き方改革ガイドライン」を作成し、テレワークを実践する上で必要となるポイント等を示すとともに、本年度から「働き方改革推進アンバサダー」に選任された各部局の若手職員が、テレワークの定着に向けた取組みを実践している。

こうした取組みを通じて、テレワーク時においても報告や相談、庁内調整等をしやすい環境づくりを進めるとともに、在宅勤務により上司の管理の程度が弱くなること等による、労働の長時間化や適正な人事評価の確保など、テレワークにより生じる課題についても対応していくことが重要である。

また、令和4年1月から導入されたフレックスタイム制については、本年2月に行われた職員の子育てと仕事の両立に関するアンケート調査において、申請手続きの簡易化や週休3日制の対象拡大、コアタイムの短縮等を求める回答が見受けられるところ、人事院は、本年8月の「公務員人事管理に関する

る報告」において、コアタイムの短縮等のフレックスタイム制の柔軟化等について言及している。

本府においても、コアタイムを短縮する目的やフレックスタイム制を希望する職員が求める働き方等を整理した上で、フレックスタイム制をはじめとした勤務時間制度の更なる柔軟化について検討していく必要がある。

さらに、前記アンケート調査では、休業や休暇を取得しない理由として、「業務が多忙」という回答が最も多く、その他「職場に迷惑をかけると思われる」といった回答が見受けられる。

任命権者においては、行政DXの推進等により業務削減や職員の負担軽減を図るとともに、職場の上司の意識・組織風土改革により、休業や休暇を取得しやすい職場づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

(3) 健康管理

令和3年度の本府の一般行政部門における休業者数（疾病により7日以上休業した職員の延べ人数）の職員数に占める割合は、9%台となっており、令和2年度の5%台から大幅に増加しているが、休業者の半数近くが新型コロナウイルス感染症によるものであり、任命権者においては、改めて感染防止対策の周知・徹底、対策の強化に努める必要がある。

また、メンタルヘルス不調（基本分類表（平成27年総務省告示第35号）における精神及び行動の障害）を要因とする休業者数の割合は、近年3割強から4割強の水準で推移してきたところ、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症によるものを除いた休業者数との割合で見ると5割に達している。

メンタルヘルス不調を要因とする休業は、長期に及ぶ傾向があるほか、職場復帰した後に再度メンタルヘルス不調により休業するケースが一定数存在している。

任命権者においては、当該休業者のメンタルヘルス不調の原因分析を行い、働きやすい職場環境の整備やハラスメント対策などメンタルヘルス不調の予防策を的確に講ずるとともに、メンタルヘルス不調の兆候の早期発見・対応

に努めなければならない。さらに、再発防止のため、休業者の職場復帰にあたっては、それぞれの状況に応じたきめ細かい配慮を行うなど、総合的なメンタルヘルス対策により積極的に取り組んでいく必要がある。

また、長時間労働の是正の項目において述べたところであるが、新型コロナウイルス感染症への対応の長期化などにより、時間外勤務が月 **100** 時間を超える職員は、2年連続で大幅に増加しており、長時間労働による心身の疲弊から、メンタルヘルス不調のほか、脳・心臓疾患等、メンタルヘルス不調以外の健康障害も懸念される。

公務のために臨時の必要がある場合においては、上限時間を超えて時間外勤務命令を行うことが可能となっているものの、過重労働による健康障害防止のため、任命権者においては、産業医による面接指導を確実に実施するとともに、面接指導の実施後、産業医からの意見を勘案して必要がある場合には、時間外勤務の制限や有給休暇の付与といった就業上の措置を講ずるなど、引き続き、職員の健康の確保に最大限の配慮をしていく必要がある。

(4) ハラスメント防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、その言動を受けている職員だけでなく、周囲の職員の勤務意欲にも影響し、パフォーマンスの低下、ひいては組織活力の低下につながるものである。

このため、所属長等管理監督者をはじめ、すべての職員がハラスメントに関する十分な理解と認識をもって、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

任命権者においては、セクハラやパワハラなどハラスメントの種類ごとにその防止と対応に関する指針を策定し、職員の意識啓発、相談体制の整備、個別事案への対応など、ハラスメント対策に取り組んできたところである。

しかしながら、本委員会の職員総合相談センターに寄せられた相談のうち、パワハラをはじめとするハラスメントに関する相談が占める割合は、約4人に1人（令和3年度実績 **154** 人中 **37** 人）となっており、依然として少なくない状況である。

また、近年、ハラスメントにより、行為者の処分（服務上の措置を含む。）に至る案件も発生している。

任命権者においては、職場におけるコミュニケーションの円滑化、組織マネジメントの強化など、ハラスメントを生じさせない働きやすい職場環境づくりに向け、更なる取組みが必要である。

本委員会においても、ハラスメントが深刻な事態に陥ることを防ぐため、相談者の利便性に配慮した相談体制の整備を行うとともに、ハラスメント予防の観点から、職員総合相談センターに寄せられた相談内容を、任命権者に効果的にフィードバックすることにより、働きやすい職場環境整備ができるよう促していく。

結語

本年は、月例給において、職員給与水準が民間給与水準を **1,143** 円下回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、職員給与を引き上げる勧告となった。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応されることを求めるものである。

また、本年も、人材の確保や育成等の人事諸制度に向けた検討と対応の必要性、長時間労働の是正をはじめとする働きやすい職場環境の構築等について、本委員会の意見を述べたところであり、任命権者においては、真摯な検討と取組みがなされることを期待するものである。